



家庭の廃食油を航空燃料などに 資源化促進協定を締結

豊中市と植田油脂株式会社は、持続可能な循環型社会及び脱炭素化社会の実現に向けて、「廃食油の資源化促進に関する連携協定」を締結します。

本協定では、家庭から出る使用済みの食用油（廃食油）を、市内の協力店舗に設置した回収拠点で回収し、燃料の開発・製造を行う事業者へ引き渡します。回収された廃食油は、SAF（持続可能な航空燃料）やBDF（バイオディーゼル燃料）などの再生可能エネルギー燃料へリサイクルします。また、廃食油の回収の際に使用される容器もリサイクルし、資源を無駄にしない循環型のまちづくりを市民の皆さんとともに進めます。

※ENEOS 和歌山製造所で SAF の製造が本格稼働する 2028 年度以降までは、回収された廃食油はバイオディーゼルなどの燃料にリサイクルされます。

廃食油の資源化促進に関する連携協定の概要

1. 協定の内容

- （1）廃食油のリサイクルの一連の仕組みの構築及び社会実装に関すること
- （2）廃食油のリサイクルについての市民への広報・普及啓発に関すること

2. 市内回収協力拠点 ※順不同

トヨタモビリティ新大阪 緑丘店（向丘 2-10-16）

トヨタモビリティ新大阪 豊中店（曾根東町 2-9-16）

トヨタモビリティ新大阪 東豊中店（東豊中町 6-4-5）

大阪トヨペット 豊中店（穂積 1-6-2）

住友生命保険相互会社 新大阪支社 服部支部（服部本町 1-2-9）

※その他、飲食店や医療機関等調整を行っており、公共施設での回収も検討中

3. 協定締結式

日 時：令和 8 年 5 月 25 日（月）13 時 30 分～14 時

場 所：豊中市役所 第 1 庁舎 3 階 秘書課第 1 応接室

出席者：植田油脂株式会社 高橋 史年 様

豊中市長 長内 繁樹

【報道機関からの問い合わせ先】環境部 減量計画課 担当：三浦・高田

TEL: 06-6858-2279 E-mail: genryou@city.toyonaka.osaka.jp